○栃木市就学援助費交付規則

平成27年3月23日 教育委員会規則第8号 改正 平成27年12月21日教委規則第14号 平成28年3月24日教委規則第6号

平成29年12月20日教委規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒(同法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち市内に住所を有する者をいう。以下同じ。)又は入学予定者(翌年度に小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に入学を予定し、市内に住所を有する者をいう。以下同じ。)の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(平29教委規則21・一部改正)

(交付の対象者)

- 第2条 援助費の交付の対象となる者は、児童生徒又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに 該当するものとする。ただし、他の自治体で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができ る者は除くものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」 という。)
 - (2) 栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)

(平29教委規則21・一部改正)

(援助費目及び交付額)

- 第3条 要保護者及び準要保護者に対し、次の費目を援助することとし、交付額は、教育委員会が別に 定める。
 - (1) 学用品費
 - (2) 通学費
 - (3) 通学用品費
 - (4) 校外活動費
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 体育実技用具費
 - (7) 新入学児童生徒学用品費等
 - (8) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に

要する医療費に限る。)

- (9) 学校給食費
- (10) 日本スポーツ振興センター共済掛金
- (11) その他教育委員会が教育上必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている要保護者については、同項第1号から第4号まで、第6号及び第9号に規定する費目について、同法第12条の規定による生活扶助を受けている要保護者については、同項第7号に規定する費目について、援助費の交付を行わないものとする。

(交付の申請)

- 第4条 援助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助費交付申請書(兼同意書・委任状)(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入学予定者の保護者のうち新入学児童生徒学用品費等の交付を入学する 年度の開始前に受けようとする者(以下「入学前申請者」という。)は、新入学児童生徒学用品費等 入学前交付申請書(兼同意書・委任状・口座振替依頼書)(別記様式第2号。以下「入学前申請書」 という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、要保護者については、栃木市福祉事務所長からの報告をもって当該申 請があったものとみなすことができる。
- 4 教育委員会は、第1項又は第2項の規定による申請に当たり、必要があると認められるときは、審 査のために必要な書類の提出を求めることができる。

(平29教委規則21·一部改正)

(交付の決定)

- 第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、援助費の交付の 可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、児童生徒の属する学校 の学校長(以下「学校長」という。)、民生委員等の助言を求めることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により援助費の交付の可否を決定したときは、就学援助費(新入学児童生徒学用品費等入学前)交付決定通知書(別記様式第3号)又は就学援助費(新入学児童生徒学用品費等入学前)不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者又は入学前申請者に通知するものとする。この場合において、申請者への通知は、学校長を経由するものとする。

(平29教委規則21・一部改正)

(交付の対象期間)

- 第6条 教育委員会が定める年度当初の期日までに申請書の提出があった者に係る援助費の交付の対象となる期間は、4月1日からその属する年度の末日までとする。
- 2 前項の教育委員会が定める年度当初の期日後、年度途中に申請書又は入学前申請書の提出があった

者に係る援助費の交付の対象となる期間は、その申請書又は入学前申請書の提出があった月の翌月の 初日からその属する年度の末日までとする。

(平29教委規則21·一部改正)

(学校長への委任)

第7条 援助費の交付を受ける者は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。ただし、 教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平29教委規則21・一部改正)

(交付の方法等)

- 第8条 教育委員会は、学期ごと又は随時に援助費を交付するものとし、前条の規定により委任を受けた学校長は、速やかに援助費の交付を受ける者に交付するものとする。ただし、援助費の交付を受ける者に交付することによって児童生徒の就学に支障が生じる場合は、学校長が直接児童生徒に対し現物により交付することができる。
- 2 学校長は、援助費の交付を受ける者が負担する学校徴収金に滞納がある場合には、申請書又は入学 前申請書による委任に基づき援助費の全部又は一部を充当することができる。
- 3 医療費の交付は、学校長からの医療券の支給申請があったものに限り交付するものとし、その支払 については、原則として医療機関からの請求に基づき、教育委員会が当該医療機関に対し直接支払う ものとする。ただし、やむを得ず個人負担分として支払った医療費は、その者からの請求に基づき交 付することができるものとする。

(平29教委規則21・一部改正)

(個人別支払明細書の備付け)

- 第9条 第7条の規定により援助費を取り扱う学校長は、別に定める児童生徒に係る就学援助費個人別 支払明細書(以下「個人別支払明細書」という。)を備え付けるものとする。
- 2 学校長は、前条第1項に規定する援助費の交付事務が完了したときは、速やかに個人別支払明細書 を教育委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

(変更の届出)

第10条 援助費の交付を受ける者は、第4条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速 やかに教育委員会に就学援助登録内容変更届(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(交付の取消し)

- 第11条 教育委員会は、援助費の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の 交付の決定を取り消すものとする。
 - (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により援助費の交付を受けたとき。
 - (3) 辞退の申出を受けたとき。
 - (4) 入学予定者が小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に入学しなかっ

たとき、又は当該学校に入学する前年度において市内に住所を有しなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により援助費の交付の決定を取り消したときは、就学援助費(新入学児 童生徒学用品費等入学前)交付決定取消通知書(別記様式第6号)により、援助費の交付を受けた者 に通知するものとする。

(平29教委規則21・一部改正)

(返環)

第12条 教育委員会は、前条の規定により援助費の交付の決定を取り消したときは、援助費の交付の 決定を受けた者から既に交付されている援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の栃木市就学援助費交付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」 という。)以後の申請書及び届から適用し、施行日前になされた申請書及び届については、なお従前 の例による。

附 則 (平成28年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の就学援助費交付規則の規定は、その規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請書及び届から適用し、施行日前になされた申請書及び届については、なお従前の例による。

附 則(平成29年教委規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の栃木市就学援助費交付規則の規定により提出されている書類は、 改正後の栃木市就学援助費交付規則の相当規定により提出されている書類とみなす。

別記様式第1号(第4条関係)

(表)

就学援助費交付申請書(兼同意書・委任状)

年 月 日

(宛先) 栃木市教育委員会

就学援助費の交付を受けたいので、次の事項に同意承諾の上、次のとおり申請します。

- 1 就学援助費の交付の申請に当たり、栃木市教育委員会がその認定審査に必要とする住民登録上の世帯員及び申請書の世帯欄に記載した全員の住民基本台帳の閲覧、市民税課税台帳の閲覧並びに申請者の生活保護、児童扶養手当受給状況、生活福祉資金貸付状況等を照会することについて、同意します。
- 2 交付の決定を受けたときは、学校長を私の代理人として、就学援助費の請求、受給及び処理に関する全ての権限を委任し、学校徴収金に滞納が生じている場合には支給された就学援助費を充当することを承諾します。

							申	請す	者	(保	護	者)									
氏名						1	個ノ	人番	号	-(71	゚ナンパ	-)			生年	三月	日		聙	裁業	
(I)																					
				住	 所				電話番号												
	年	1月1	日現	在の)住	所															
	(現住所と異	なる	場合に	2記	入)																
	住居状況	1	. 持	家	:	2.	賃	貸	住年	를(家賃	f :					F	円/月])		
(該)	当する番号に○)	3	. 持	家で	がはれ	ない	か		家賃	重0)支	払は	ない	()							
					1	世帯	欄	1	(太		見見	童生	徒)								
	学校名 学年			氏名(ふりがな)					個人番号(マイナンバー)				生年	月日		続柄					
	学校 年																				
学校年																					
学校 年																					
	世帯欄	月 2(保護す	首•	対象	見見	童	生征	走以	人外	トで、	生	計さ	<u>-</u>	にす	る全	て	の家	族)		
	氏名		個	人	番号	(71	(ナン	ハ゛-	-)			生生	F月	日		続	抦		Į	哉業	
1												•									
2																					
3																					
4																					
5																					

申請の理由 (該当に○を付け、2の場合や特に必要がある場合は下に記入。複数可。)

- 1 今年度、次のアからケまでのいずれかの措置を受けた(または受ける見込み)。
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 市町村民税の非課税
 - ウ 市町村民税の減免
 - エ 固定資産税の減免
 - オ 国民年金保険料の減免
 - カ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予
 - キ 児童扶養手当の支給
 - ク 生活福祉資金の貸付
 - ケ 個人事業税の減免

(表)

新入学児童生徒学用品費等入学前交付申請書 (兼同意書・委任状・口座振替依頼書)

年 月 日

(宛先) 栃木市教育委員会

就学援助費の交付を受けたいので、次の事項に同意承諾の上、次のとおり申請します。

- 1 就学援助費の交付の申請に当たり、栃木市教育委員会がその認定審査に必要とする住民 登録上の世帯員及び申請書の世帯欄に記載した全員の住民基本台帳の閲覧、市民税課税台 帳の閲覧並びに申請者の生活保護、児童扶養手当受給状況、生活福祉資金貸付状況等を照 会することについて、同意します。
- 2 学校長委任払の受給を希望した場合は、学校長を私の代理人として、新入学児童生徒学 用品費等の請求、受給及び処理に関する全ての権限を委任します。また、希望した受給方 法によらず、学校徴収金に滞納が生じている場合には、学校長委任払の受給方法に変更し、 支給された新入学児童生徒学用品費等を充当することを承諾します。

申請者(保護者)							
氏约	 名			:号(マイナンバー)	生年	月日	職業
		住所				電話	番号
	年1月1日	現在の住	E所				
(現住所と	異なる場合	合に記入)				
住居状況	1.	持家	2. 賃貸信	主宅(家賃:		円/タ	月)
(該当する番号に	3.	持家では	ないが、	家賃の支払はない	, \		
世帯欄1 (対象新入学児童生徒)							
入学予定学校名 学年 氏名(ふりがな)				個人番号(マイナ	トンハ゛ー)	生年月日	続柄
À	学校 新1年						
<u> </u>	学校 新1年						
<u> </u>	学校 新1年						
世帯村	闌2(保護	者・対象	新入学児童	直生徒以外で、 生	生計を一に	こする全て	の家族)
氏	名(固人番号	(マイナンハ゛ー)	生年月日	続柄		職業
1							
2							
3							
4							
5							

由請の理由	(該当に○を付け、	2の場合や特に必要がある場合は下に記入。	複数可。
丁 『日 マノンモ 田			

- 1 今年度、次のアからケまでのいずれかの措置を受けた(または受ける見込み)。
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 市町村民税の非課税
 - ウ 市町村民税の減免
 - エ 固定資産税の減免
 - オ 国民年金保険料の減免
 - カ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予
 - キ 児童扶養手当の支給
 - ク 生活福祉資金の貸付
 - ケ 個人事業税の減免

希望する受給方法(いずれかに○)

1 直接口座払(申請者名義の口座に限ります。) 指定する下記口座へ新入学児童生徒学用品費等を直接振り込む方法

	2 I HI H IX	7/1/7 1 7 1 4	7 Tr MC 1 111	四月寸で巨以派ノたむハム
就	銀行等名			支店等名
就学援助費振込	口座種別	普・当	口座番号	<u>1</u> ,
費振	フリガナ			
込口座	口座名義			

2 学校長委任払

学校長に新入学児童生徒学用品費等の請求、受給及び処理に関する全ての権限を委任する方法

別記様式第3号(第5条関係)

就学援助費 (新入学児童生徒学用品費等入学前) 交付決定通知書

年 月 日

様

栃木市教育委員会 印

年 月 日 付けで申請のあった就学援助費(新入学児童生徒学用品費等の入学前)の交付について、次のとおり決定したので通知します。

(入学予定) 学校名・学年	学校 第 学年
(新入学) 児童生徒名	
決定年月日	年 月 日
決 定 区 分	
援助費目	
交付方法等	

別記様式第4号(第5条関係)

就学援助費 (新入学児童生徒学用品費等入学前) 不交付決定通知書

年 月 日

様

栃木市教育委員会即

年 月 日付けで申請のあった就学援助費(新入学児童生徒学用品費等の入学前)の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

(新入学) 児童生徒名	
(利八子) 允里生從石	
理由	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市(栃木市教育委員会が代表者となります。)を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号(第10条関係)

就学援助登録内容変更届

年 月 日

(宛先) 栃木市教育委員会

次のとおり就学援助登録内容の変更を届け出ます

	届出者								
氏名 個人番号(マイナンバー) 職業									
	(F)								
	住所			電話番号					
年1月1日現在の住所									
(現住所と異なる	(現住所と異なる場合に記入)								
住居状況 1	. 持家 2. 賃貸	貸住宅(家賃:		円	/月)				
(該当する番号に○) 3	. 持家ではないが、	家賃の支払は	ない						
	世帯欄1 (玄								
学校名 学年	氏名 (ふりがな)	個人番号(マイナ	ンハ゛ー)	生年月日	続柄				
学校年									
学校年									
学校 年									
世帯欄2(対象児童生徒以外で	、生計を一に	する全て	の家族)					
氏名	個人番号(マイナンバー)	生年月日	続柄	職業					
1									
2									
3									
4									
5									
変更の理由									
/									

備考

- 1 変更により新たに世帯員となった方が次のいずれにも該当する場 合は、前年中の所得を証明する書類を添付してください。
- (1) 前年度1月1日現在栃木市に住所がないこと。
- (2) 本年度4月1日現在18歳以上であること。
- 2 変更箇所のみ記入してください (届出者の欄を除く。)。

別記様式第6号(第11条関係)

就学援助費 (新入学児童生徒学用品費等入学前) 交付決定取消通知書

年 月 日

様

栃木市教育委員会 印

年 月 日付けで決定をした就学援助費(新入学児童生徒学用品費等入学前)の交付については、次の理由により交付の決定を取り消したので通知します。

学校 第 学年

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市(栃木市教育委員会が代表者となります。)を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第1号(第4条関係)

(平29教委規則21·全改)

別記様式第2号(第4条関係)

(平29教委規則21・全改)

別記様式第3号(第5条関係)

(平29教委規則21・全改)

別記様式第4号(第5条関係)

(平29教委規則21・全改)

別記様式第5号(第10条関係)

(平29教委規則21・全改)

別記様式第6号(第11条関係)

(平29教委規則21・全改)